



平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ザッパラス
(コード番号 3770 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
代表者名 代表取締役会長兼社長 杉山 全功
問合せ先 専務取締役管理本部長 山崎 浩史
T E L 0 3 - 5 4 7 5 - 7 1 3 3 (代 表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|---------------|--|---------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | 5,500 株 |
| (2) 売 出 人 及 び | 川嶋 真理 | 1,500 株 |
| 売 出 株 式 数 | 三木谷 浩史 | 1,000 株 |
| | Net Capital Partners Limited | 1,000 株 |
| | 杉山 全功 | 1,000 株 |
| | 佐藤 和利 | 400 株 |
| | 森 春幸 | 300 株 |
| | 松本 浩介 | 300 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、平成 21 年 2 月 3 日(火)から平成 21 年 2 月 6 日(金)までのいずれかの日(以下、「売出価格等決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定される。) | |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券エスエムビーシー株式会社、いちよし証券株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、高木証券株式会社及び東海東京証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後までを予定しており、売出価格等決定日に決定する。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 21 年 2 月 17 日(火) | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長兼社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成21年1月26日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 800株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売出価格 未定（前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における売出価格と同一金額とする。）
- (4) 売出方法 前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における申込証拠金と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長兼社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成21年1月26日(月)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善による一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、800株を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成21年3月6日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成21年3月6日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。